



NHK「新・BS日本のうた」公開収録の開催

1 事業名

加須市 PR・営業推進事業

2 補正予算の理由・内容

令和8年4月30日にNHKさいたま放送局から公開収録正式決定を受け、「新・BS日本のうた」公開収録を加須市とNHKさいたま放送局の共催により開催することになりました。本番組が放送されることで、全国に広く加須市をPRすることが期待されます。開催に伴い、公開収録会場の設営が必要となることから、会場となるパストラルかぞの会場設営費や施設使用料など、必要な経費を措置するものです。

■開催日時等

日時 令和8年7月16日（木）
 開演：18時30分／終演：20時30分
 ※放送日は未定
 会場 加須文化・学習センター
 「パストラルかぞ」大ホール
 出演者 門松みゆき、川野夏美、木村徹二、椎名佐千子、
 島津亜矢、千昌夫、辰巳ゆうと、津吹みゆ、
 天童よしみ、風輪、谷島明世（五十音順）



3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
人件費	時間外勤務手当 2,845円×4時間×25人	285千円
委託料	大ホール座席一時撤去・復旧等	572千円
施設使用料	パストラルかぞ施設使用料（5日間分）	1,000千円
合計		1,857千円

4 補正予算額 1,857千円

5 特記事項

前回開催日 令和5年3月9日（木）
 前回観覧席数 大ホール1,005席のうち748席



第61号議案 令和8年度加須市一般会計補正予算(第1号)

医療費助成のオンライン資格確認導入のためのシステム改修等

1 事業名

重度心身障害者医療費支給事業ほか4事業

2 補正予算の理由・内容

国は、医療費助成のオンライン資格確認について、「医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定)」において、令和8年度中に全国規模での導入を目指しており、医療機関等における環境整備も併せて進めているところです。

こうした国の動向を踏まえ、本市においても医療費助成のオンライン資格確認を推進するため、国の補助金を活用して、導入に係るシステム改修等に要する経費を措置するものです。

○医療費助成のオンライン資格確認とは

マイナ保険証を活用して、自治体や医療機関等をつなぐ「PMH(Public Medical Hub)」に登録した各種公費負担医療や地方単独医療費助成の資格情報をオンラインで確認すること。医療費助成の受給者や医療機関等における資格確認に係る手間や事務負担が軽減される。

○オンライン資格確認を導入する医療費助成

「※」…システム改修対象外

公費負担医療	地方単独医療費助成
更生医療、育成医療、療養介護医療※、 肢体不自由児通所医療※、養育医療※	障害者医療費、こども医療費、ひとり親家庭医療費

3 補正予算の積算

事業名	内容	補正予算額	備考
重度心身障害者医療費支給事業	システム改修	1,879千円	障害者医療費
自立支援医療費支給事業	システム改修	1,848千円	更生医療、育成医療
子育て支援医療費支給事業	システム改修	1,879千円	こども医療費
ひとり親家庭等医療費事業	システム改修	1,879千円	ひとり親家庭医療費
マイナンバー活用事業	ネットワーク改修	1,639千円	
合計		9,124千円	

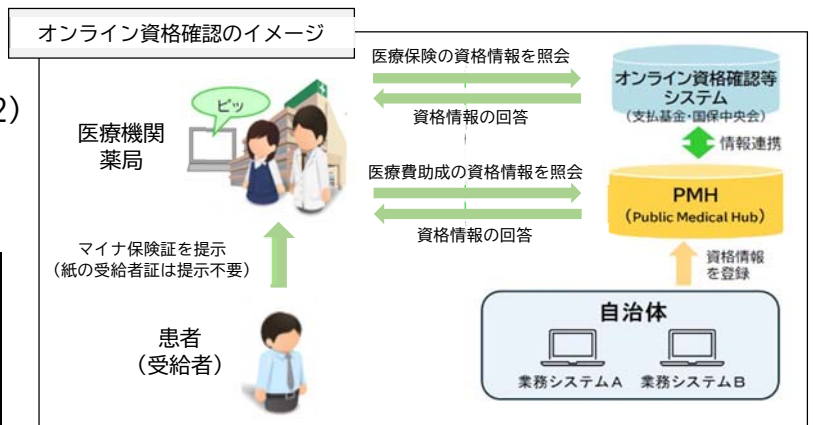
4 補正予算額 9,124千円

〔特定財源〕国：4,561千円
地域診療情報連携推進費補助金(1/2)

5 特記事項

【スケジュール】

時期	内容
R8.8~R9.1	システム改修 試験・検証
R9.2	初回データ連携
R9.3	運用開始



〔問合せ〕 総合政策部DX推進課 ☎0480-62-1111(内線386) ✉dx@city.kazo.lg.jp
 福祉部障がい者福祉課 ☎0480-62-1111(内線197) ✉shogaisha@city.kazo.lg.jp
 こども局子育て支援課 ☎0480-62-1111(内線539) ✉kosodate@city.kazo.lg.jp
 こども局すくすく子育て相談室 ☎0480-62-1111(内線534) ✉sukusuku@city.kazo.lg.jp



埼玉県ふるさと創造資金補助金の交付決定に伴う 財源内訳の変更

1 事業名

自治協力団体活動促進事業

2 補正予算の理由・内容

地域住民の自治意識の高揚と福祉の増進を図る取組として実施する「船越区集会所建設」が、「埼玉県ふるさと創造資金補助金」の補助事業として採択（令和8年5月11日付け交付決定）されたことから、当該取組に係る予算の財源内訳を変更するものです。

○埼玉県ふるさと創造資金補助金（市町村と地域団体との協働事業）

地域の一体感の醸成や共通課題解決を図るため、コミュニティ活動の拠点となる施設を整備する事業を支援するもの

補助対象取組	船越区集会所建設
取組の内容	活発な自治会活動を展開するための施設として「船越区集会所」を新設し、地域住民の拠点施設として活用することで、自治会活動の活性化やコミュニティのさらなる醸成を図る。
予算額	8,000千円※1
補助率	対象経費の1/2

※1 令和8年度当初予算において、一般財源として予算措置済み

3 補正予算の積算

(1) 事業経費内訳

区 分	事業費	積算基礎等
補助対象経費	17,143千円	建築費※2
補助対象外経費	3,929千円	測量及び基本設計等に係る費用
合 計	21,072千円	

※2 補助対象経費に対して市が交付する補助金は、8,000千円（予算額）が上限

(2) 財源内訳

	歳出合計	財源内訳	
		一般財源	特定財源
補正前	8,000千円	8,000千円	0円
補正後	8,000千円	4,000千円	4,000千円
増 減	0円	▲4,000千円	4,000千円

4 補正予算額 0千円（財源内訳の変更）

〔特定財源〕 県：4,000千円 埼玉県ふるさと創造資金補助金（1/2）



アライグマ捕獲等に係る委託料の増額

1 事業名

鳥獣対策推進事業

2 補正予算の理由・内容

令和8年度アライグマ等捕獲等業務の委託料について、当初、アライグマ等の捕獲頭数を前年度の約1.4倍に増やすとともに、過年度の契約実績に昨今の物価高騰の影響を加味して予算計上を行いましたが、令和8年度当初予算編成後において、予算単価の基礎とした見積書の提出業者から業務履行が困難である旨の申し出があり、改めて設計金額を見直した結果、契約締結に当たり単価の増額が必要となったため、令和8年度当初予算編成時の捕獲予定件数を維持するとした場合に不足する予算を措置するものです。

業務区分	単価（税別）			予定件数 ※今回変更なし
	当初見込み(A)	現行(契約)(B)	増減(B - A)	
アライグマ捕獲 (捕獲業者処置)	14,000円	28,000円	+14,000円	550件
アライグマ捕獲 (獣医師処置)	9,000円	23,000円	+14,000円	350件
ハクビシン捕獲	14,000円	28,000円	+14,000円	110件
放獣	5,000円	10,000円	+5,000円	290件
未捕獲器回収	5,000円	10,000円	+5,000円	340件

3 補正予算の積算

科目	業務区分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
有害鳥獣捕獲・ 処分等委託料 (アライグマ等 捕獲等業務委託)	アライグマ捕獲 (捕獲業者処置)	8,470千円	16,940千円	8,470千円
	アライグマ捕獲 (獣医師処置)	3,465千円	8,855千円	5,390千円
	ハクビシン捕獲	1,694千円	3,388千円	1,694千円
	放獣	1,595千円	3,190千円	1,595千円
	未捕獲器回収	1,870千円	3,740千円	1,870千円
	合計		17,094千円	36,113千円

4 補正予算額 19,019千円



障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修

1 事業名

障がい者相談管理事業

2 補正予算の理由・内容

令和8年3月31日に、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）その他の関係法令の規定に基づく、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正が告示されました。これを受け、令和8年6月1日から処遇改善加算の対象が、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大され、国庫負担基準の改正が行われるとともに、就労継続支援B型の基本報酬区分の見直しが行われました。

これに対応するため、令和8年2月27日に提示された障害福祉サービス等報酬改定に係るインターフェース仕様書を踏まえ、国の補助金を活用し、障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修に必要な経費を措置するものです。

○処遇改善加算の拡充

- ・生産性向上等に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を新設
- ・処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設

○国庫負担基準の改正

- ・訪問系サービスにおける国庫負担基準の改正
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

例 同行援護

改正前	改正後
13,870 単位	14,670 単位

○就労継続支援B型の基本報酬区分の見直し

平均工賃月額が約6千円上昇したことに伴い、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに伴うため、基本報酬区分の基準額を、平均工賃月額の上昇幅（約6千円）の2分の1である3千円、引き上げる。

例 人員配置基準6：1、定員20人以下、平均工賃月額4万5千円以上の場合

見直し前			見直し後		
平均工賃月額	区分	単位	平均工賃月額	区分	単位
4万5千円以上	区分一	837 単位	4万8千円以上 (+3千円)	区分一	837 単位
			4万5千円以上 4万8千円未満	区分A (新設)	812 単位

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託料	障害者自立支援給付費審査支払等システム改修委託 2,375,000円×1.1=2,612,500円	2,613千円

4 補正予算額 2,613千円

〔特定財源〕国：1,306千円 障害者総合支援事業費補助金（1/2）



第61号議案 令和8年度加須市一般会計補正予算（第1号）

第64号議案 令和8年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

介護保険施設等における居住費の負担限度額の見直しに伴うシステム改修

1 事業名

- ①介護保険一般管理事業（介護保険事業特別会計）
- ②介護保険事業特別会計繰出事業（一般会計）

2 補正予算の理由・内容

令和7年12月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書を踏まえ、負担能力に応じた負担をを図る観点から、令和8年8月から介護保険施設等における居住費の負担限度額の見直しが行われます。

具体的には、第3段階②の居住費のうち、多床室の3区分ごとに負担限度額が設定されたことから、新たな区分に応じて負担額を算定するよう介護保険システムを改修するために必要な経費を措置するとともに、その財源として一般会計繰出金（法定外分）も併せて増額します。

第3段階②における居住費（多床室）の負担限度額（令和8年8月施行）

多床室の区分	変更前	変更後
	令和8年7月まで（日額）	令和8年8月から（日額）
多床室Ⅰ （特養等）	430円	530円 （+100円）
多床室Ⅱ （老健・医療院） ※室料を徴収する場合		530円 （+100円）
多床室Ⅲ （老健・医療院等） ※室料を徴収しない場合		430円 （±0）

※負担限度額とは、生活保護受給者や住民税非課税世帯の被保険者に対し、所得に応じた自己負担の上限（限度額）を設け、食費や居住費の負担を軽減する制度です。

※第3段階②は、「前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超えであり、預貯金等の資産が単身で500万円以下（夫婦の場合は1,500万円以下）の被保険者」が該当します。

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託料	介護保険システム改修委託	2,310千円

4 補正予算額

- ①介護保険一般管理事業 2,310千円
- 〔財源〕一般会計繰入金 : 2,310千円
- ②介護保険事業特別会計繰出事業 2,310千円

未熟児養育医療費に係る扶助費の増額

1 事業名

未熟児養育医療給付事業

2 補正予算の理由・内容

未熟児養育医療は、国の「未熟児養育事業の実施について」（令和5年6月16日こ成母第78号）に基づく制度で、身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院治療の必要があると認めたときに、その医療費のうち自己負担分を市が保護者に代わり支払うものですが、生活保護受給者においては、医療扶助費より未熟児養育医療費が優先されるため、その全額を未熟児養育医療費で負担することとなります。

令和8年度当初予算編成時、生活保護受給者からの申請を見込んでいませんでしたが、申請の状況により給付額が想定を上回る見込みとなったことから、不足見込分を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	当初予算額 A	流用額 B	決算見込額 C	補正予算額 C-(A+B)
扶助費	7,322 千円	1,057 千円	40,820 千円	32,441 千円

4 補正予算額 32,441千円

〔特定財源〕 国：16,220千円 未熟児養育医療費等国庫負担金（1/2）
県：8,110千円 未熟児養育医療費等県費負担金（1/4）



DV避難による母子生活支援施設入所支援

1 事業名

母子自立支援施設入所事業

2 補正予算の理由・内容

母子生活支援施設入所支援とは、児童福祉法第38条の規定に基づき、DV（配偶者からの暴力）被害を受けた母子が安全に避難し、安心して退所後も生活ができるよう、母子での自立した生活に向けて支援を行う児童福祉施設のサービスです。

令和8年2月にDV避難者から当該施設への入所について相談があり、令和8年4月1日からの措置入所を令和8年3月27日に決定したため、母子生活支援施設への入所措置費を措置するものです。

母子生活支援施設への入所措置件数【令和4年度～令和8年度（4月末時点）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (4月末時点)
措置件数	1件	0件	0件	0件	1件

3 補正予算の積算

科目	当初予算額	予備費 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
施設入所措置費	0千円	1,174千円	4,767千円	3,593千円
旅費	0千円	9千円	106千円	97千円
合計	0千円	1,183千円	4,873千円	3,690千円

4 補正予算額 3,690千円

〔特定財源〕国：2,383千円 児童入所施設措置費等国庫負担金(1/2)

〔特定財源〕県：1,191千円 児童入所施設措置費等県費負担金(1/4)



新保育所新築工事の入札不調に伴う工事費増額

1 事業名

公立保育所施設整備事業

2 補正予算の理由・内容

新保育所新築工事の一般競争入札を令和8年5月21日に執行した結果、入札不調となったことから、入札参加を希望したものの、辞退した特定建設工事共同企業体に対して辞退理由をヒアリングしたところ、中東情勢の影響等に伴う建築資材価格の高騰により、事前に公表した予定価格と実勢価格との間に乖離が生じていることが判明いたしました。また、今後、更なる価格高騰が予測され、当該乖離が拡大することも懸念されます。

そのため、今後の更なる建築資材等の価格高騰を見込み、工事費を増額し、改めて入札手続きを行うため、必要な経費を措置するとともに、継続費の変更を行うものです。

3 補正予算の積算

科目	当初予算額	変更予算額	補正予算額
工事請負費	565,087千円	712,046千円	146,959千円

4 補正予算額 146,959千円

〔特定財源〕 基金繰入金：73,459千円 公共施設等再整備基金繰入金
市 債：73,500千円 公立保育所施設整備事業債

5 特記事項

○今後のスケジュール

令和8年度					令和9年度						令和10年度	
6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月	4・5月	6・7月
●議決（補正予算）											●開園予定	
●入札												
●仮契約												
●議会（本契約）												
					新築工事（約1年6ヶ月）							

（当初の工期：令和9年12月27日 ⇒ 今回の工期：令和10年3月予定）

○その他の関連工事

- ・電気設備工事：令和8年5月21日入札、5月28日仮契約（6月議会で本契約予定）
- ・給排水・空調設備工事：令和8年6月2日入札、6月9日契約予定

○継続費（監理委託含む） 令和8年度 726,272千円 令和9年度 1,178,891千円

【問合せ】 こども局こども保育課 ☎0480-62-1111（内線165） ✉hoiku@city.kazo.lg.jp



第61号議案 令和8年度加須市一般会計補正予算（第1号）

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付

1 事業名

- ①生活保護事業 ②生活保護管理事業

2 補正予算の内容・理由

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決や専門委員会の審議を受け、国が生活扶助費の追加給付を決定したことに伴い、扶助費等必要な経費を措置するものです。

○対応の経緯

年月日	区分	内容
令和7年6月27日	最高裁判決	平成25年からの生活保護基準引き下げに関し、物価下落率を反映した「デフレ調整」を違法と判断
令和7年8月13日	厚生労働省	「社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置、審議開始（9回開催）
令和7年11月18日	専門委員会	報告書公表
令和7年11月21日	厚生労働省	専門委員会の報告に基づく、デフレ調整差額分（▲4.78%と▲2.49%の差）の一律追加給付方針を提示
令和8年2月20日	厚生労働省	平成25年8月から令和8年3月までの生活保護基準特例の公布及び3月1日付での適用開始

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
① 扶助費	現受給世帯 910世帯 45,725千円	81,425千円
	廃止世帯 700世帯 35,700千円	
② 委託料 事務費	窓口・コールセンター、通知書印刷・発送、機器借上料	14,355千円
	人件費、郵便料、振込手数料、消耗品	1,427千円
合計		97,207千円

4 補正予算額 97,207千円

- ①扶助費 【特定財源】国：61,068千円 生活保護費国庫負担金（国3/4、市1/4）
- ②委託料、事務費 【特定財源】国：15,782千円 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国10/10）

5 特記事項

○スケジュール

	令和8年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現受給世帯（市）										
金額算定・確定・入力	→									
支給決定通知書発送		⇒								
振り込み			⇒							
廃止世帯（委託）										
HP・市報（市）	→									
コールセンター・申請受付・審査	→									
金額算定・確定・入力	→									
支給決定通知書発送	→									
振り込み（市）	→									



有機農業を始める農業者に対する支援

1 事業名

エコ農業推進事業

2 補正予算の理由・内容

国では、有機農業の取組面積の拡大に向けて、慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援（有機転換推進事業）しています。

本市の農業者が当該事業を活用し、慣行農業から有機農業への転換に取り組むことから、県を通して国から交付される補助金を交付するものです。

交付対象者	①慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者 ②有機農業に取り組む就農後3年以内の新規就農者 ①、②のいずれかに該当する者
主な交付要件	・将来的に国際水準の有機農業※1に取り組むこと ・みどり認定※2を受けている又は受ける予定があること ・対象農地における有機農産物等の生産が販売を目的としていること
交付単価	10a当たり20千円以内

※1 国際水準の有機農業とは、「有機農産物の日本農林規格」に定められた取組水準の有機農業であり、環境負荷を低減し、化学肥料・化学農薬を使用しない栽培方法

※2 みどり認定とは、みどりの食料システム法に基づき、農業の持続性の確保に資するよう、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出削減など環境に配慮した5年間の事業計画を作成し、県が認定する制度

3 補正予算の積算

支援予定者 (就農地)	交付単価 (10a当たり)	対象面積等	補助金額 (補正予算額)
個人・1経営体 (騎西地域)	20千円	219a (水稻172a・麦類47a)	438千円

4 補正予算額 438千円

【特定財源】県：438千円 有機転換推進事業補助金



次世代を担う農業者の育成・確保

1 事業名

新規就農者育成事業

2 補正予算の理由・内容

①経営開始資金

国では、農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するため、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、早期の経営確立を支援する経営開始資金を交付しています。

国が令和8年4月に新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)を改正し、当該資金の交付額を増額したため、市が令和8年度当初予算で計上した補助金額が不足する見込みとなったことから、県を通して国から交付される補助金を交付するための必要経費を増額措置するものです。

交付対象者	認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が50歳未満の者）
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ・地域計画のうち目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
支援額	137.5千円/月（1,650千円/年）を最長3年間

②新規就農者チャレンジ事業

国では、将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援（新規就農者チャレンジ事業）しています。

本市の新規就農者が当該事業を活用し、地域の構造転換に向けて早期の経営発展を目指し農業用機械を導入する取組を支援するため、県を通して国から交付される補助金を交付するものです。

交付対象者	認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満の者）
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること ・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと ・次のいずれか1つの成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）を選択すること <ul style="list-style-type: none"> ①経営面積3割以上の拡大 ②付加価値1割以上（付加価値＝収入総額－費用総額＋人件費） ③労働生産性3%以上の向上（労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（又は労働人数））
支援額等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の10分の3以内 ・補助上限額 個人：1,500万円 法人：3,000万円

3 補正予算の積算

①

支援予定者 (就農地)	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B - A)
認定新規就農者 個人・1経営体 (騎西地域)	1,500千円 (125千円×12月)	1,650千円 (137.5千円×12月)	150千円 (12.5千円×12月)

※支援予定者は令和7年度から本制度活用

②

支援予定者 (就農地)	支援内容	事業費 (A)	自己資金 (B)	補正予算額(補助 金額)(A - B)
認定新規就農者 個人・1経営体 (加須地域)	レーザーレベラー※ の取得	6,117千円	4,282千円	1,835千円

※レーザーレベラーとは、トラクターの背後に装着し、レーザー光を利用して田畑の表面を±2.5cmの高精度で水平・傾斜均平にする作業機

4 補正予算額 1,985千円 (①+②)

〔特定財源〕 ①県： 150千円 新規就農総合支援事業費補助金

②県：1,835千円 新規就農者チャレンジ事業補助金

[問合せ] ①騎西総合支所農政建設課 ☎0480-73-1111 (内線173) ✉kisai-kensetsu@city.kazo.lg.jp

②経済部農業振興課 ☎0480-62-1111 (内線211) ✉noushin@city.kazo.lg.jp



羽生領島中領用排水路土地改良区の揚水機の修繕

1 事業名

ほ場等整備推進事業

2 補正予算の理由・内容

羽生領島中領用排水路土地改良区（以下「改良区」という。）が大越地区に整備した大越揚水機場（加須北部地区県営ほ場整備事業によって昭和58年に整備）は、ほ場に水を供給するための重要な役割を担う施設として改良区によって管理されています。

同揚水機場では、揚水機2基のうち1基の仕切弁及び逆止弁の機能不全により令和7年度に修繕が行われましたが、保守点検において、修繕対象ではなかった1基についても仕切弁及び逆止弁交換の必要性が指摘されております。

改良区が、同修繕に向けて県費単独土地改良事業補助金及び加須市土地改良施設長寿命化支援事業補助金の活用を要望する中、県費単独土地改良事業補助金については令和8年4月に予算の割当内示がありました。

そこで市では、国庫及び県費補助の対象となる揚水機場の改修等の事業に要する経費の一部を支援する加須市土地改良施設長寿命化支援事業補助金を通じて、施設の機能保持と長寿命化を支援するために必要な経費の一部を措置するものです。

3 補正予算の積算

	県	市 (補正予算額)	改良区	計
負担割合	33%	10%	57%	—
負担額	2,475千円	750千円	4,275千円	7,500千円

4 補正予算額 750千円



旧騎西コミュニティセンター藤棚修繕工事

1 事業名
街路樹維持管理事業

2 補正予算の理由・内容
令和8年第1回加須市議会定例会において議決された藤棚損壊事故について、令和8年3月17日に和解が成立し、相手方から損害賠償金（11,800千円）を令和8年4月8日に受領しました。これに伴い、破損した藤棚の原状回復（修繕）を行うため必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
工事費	仮設工1式、藤棚修繕工L=24.5m	11,550千円

※ ほか、原状回復を行うため必要な経費として弁護士費用（着手金、成功報酬）222千円を令和7年度予算から執行済み。原状回復費用総額は11,772千円。

4 補正予算額 11,550千円

5 特記事項

●事故の概要

相手方	市外の法人
事故発生日時	令和5年4月12日 午前11時50分頃
事故発生場所	加須市下崎404番地1地内（国道122号沿いの歩道上）
事故の状況	旧騎西コミュニティセンター前に設置された市所有の藤棚に、相手方従業員が運転する大型トレーラーが衝突し、当該藤棚が損壊した。現在は、倒壊するおそれがあることから、仮設の藤棚で応急的に対応している。

●スケジュール・工事内容

令和8年度									
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 入札・契約 →					仮設材設置及び養生				
					↔				
			← 新設藤棚材料制作 →			← 組み立て設置 →			
						← 既存藤棚撤去 →			
								枝配列・引留め	↔



第61号議案 令和8年度加須市一般会計補正予算（第1号）

高柳小学校校舎長寿命化改良工事に係る 令和8年度当初予算の減額

1 事業名

小学校施設整備事業

2 補正予算の理由・内容

高柳小学校校舎長寿命化改良工事は、国の令和7年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたため、令和8年第1回加須市議会定例会において事業費を措置したことから、令和8年度当初予算に計上している同事業費を減額補正するものです。

3 補正予算の積算

内容	予算額
高柳小学校校舎長寿命化改良工事	▲1,463,550千円
高柳小学校校舎長寿命化改良工事監理業務委託	▲40,665千円
合計	▲1,504,215千円

4 補正予算額 ▲1,504,215千円

【特定財源】 国：▲215,440千円 学校施設環境改善交付金（1/3）

市債：▲1,031,100千円 小学校施設整備事業債

5 特記事項

○スケジュール

令和8年										令和9年		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●第1回定例会	●予算措置											
	●入札											
		●第1回臨時会	●本契約									
令和8年5月21日から 令和9年2月26日まで												



第62号議案 令和8年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第63号議案 令和8年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）

国民健康保険直営診療所特別会計廃止に伴う補正

1 事業名

- ①国民健康保険直営診療所特別会計
- ②国民健康保険直営診療所特別会計繰出事業、償還金（国民健康保険事業特別会計）

2 補正予算の理由・内容

国民健康保険直営診療所特別会計及び北川辺診療所施設整備等基金の廃止に伴い、国民健康保険直営診療所特別会計（①）において、基金繰入金及び繰越金を増額するとともに、廃止日までの決算見込を踏まえ、歳入歳出予算を減額する補正を行い、剰余金を一般会計に繰り出すための経費を措置するものです。

国民健康保険事業特別会計（②）において、国民健康保険直営診療所特別会計繰出金に係る予算を減額する補正を行うとともに、国民健康保険調整交付金の返還に要する経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

①国民健康保険直営診療所特別会計 (単位：千円)

区分	内容	当初予算額	決算見込額	補正予算額
歳入	歳入予算の減額補正に伴うもの	77,337	149	▲77,188
	基金繰入金	10,763	30,858	20,095
	繰越金	13,000	15,082	2,082
	合 計	101,100	46,089	▲55,011
歳出	歳出予算の減額補正に伴うもの	101,100	139	▲100,961
	国民健康保険特別会計繰出金	0	249	249
	一般会計繰出金	0	45,701	45,701
	合 計	101,100	46,089	▲55,011

②国民健康保険事業特別会計 (単位：千円)

区分	内容	当初予算額	決算見込額	補正予算額
歳入	国民健康保険直営診療所特別会計繰入金	0	249	249
	特別調整交付金	43,005	35,467	▲7,538
	合 計	43,005	35,716	▲7,289
歳出	県支出金等返還金	1	250	249
	国民健康保険直営診療所特別会計繰出金	7,538	0	▲7,538
	合 計	7,539	250	▲7,289

4 補正予算額

- ①国民健康保険直営診療所特別会計 **▲55,011千円**
- ②国民健康保険事業特別会計 **▲7,289千円**

5 特記事項

廃止後の施設の維持管理に関する経費は、普通財産管理事業等（一般会計）から執行します。



北川辺診療所を閉院することに伴う 関係条例を廃止等するための条例

1 廃止及び改正の趣旨

加須市国民健康保険北川辺診療所（以下「診療所」という。）の医療職職員（以下「医師」という。）が確保できなかったことに伴い、当該診療所及びその基金を廃止するとともに、医師の任用等の規定に係る所要の改正をします。

2 診療所閉院の背景

診療所の前任の医師が退職したことに伴い、医師が不在となったことから、令和7年4月1日から診療所を休診とし、医師の募集を続けていましたが、応募には至らず任用することができませんでした。

医療法の規定により、休診期間は1年を超えることができないことから、関係条例を廃止し、診療所を閉院します。

3 主な廃止及び改正の内容

(1) 診療所を閉院することに伴う関係条例の廃止

診療所の閉院に伴い、次の条例を廃止します。

- ア 診療所の設置・管理について定めた条例（加須市国民健康保険北川辺診療所条例）
- イ 施設整備の基金について定めた条例（加須市国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金条例）

(2) 医師の任用終了に伴う関係条例の改正

医師の任用終了に伴い、当該任用及び給与について定めた次の規定を改正します。

- ア 診療所の医師の定年に関する規定の削除
- イ 医療職の給料表の削除
- ウ 医療職のみが対象となる「往診手当」及び「レントゲン取扱手当」の削除

4 施行期日

令和8年7月1日



新保育所新築電気設備工事の契約締結

1 背景・目的

耐震性が低く、老朽化した第一保育所（築57年）及び第四保育所（築49年）を統合し、安全・安心な保育所を建築するため、令和8年5月21日に「加須市立新保育所新築工事」の一般競争入札及び「加須市立新保育所新築電気設備工事」の指名競争入札を執行しました。

このうち、「加須市立新保育所新築工事」の一般競争入札については入札不調となったことから、工事費を増額し、改めて入札手続きを行う予定です。

一方、「加須市立新保育所新築電気設備工事」の指名競争入札については入札が成立し、令和8年5月28日に仮契約を締結しました。

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

2 仮契約の概要

No.	工事名	受注者	契約金額(税込)
1	加須市立新保育所新築電気設備工事	株式会社関根電気工事	2億3,760万円

3 工事の概要

- (1) 施工場所 加須市下高柳一丁目12番及び13番
- (2) 工事期間 令和9年12月27日まで
- (3) 工事内容 高圧受電、幹線動力、照明、放送、情報通信、消防設備等

4 今後の予定

令和8年												令和9年												令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	●仮契約																									
		●議決（本契約）																								
電気設備工事（約1年6か月） 																										

5 特記事項

再度入札を予定している「加須市立新保育所新築工事」の進捗状況等に応じて、工事期間を見直す場合があります。



加須市消防団で使用する消防ポンプ自動車の取得

1 背景・目的

加須市消防団第13分団の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、消防ポンプ自動車を1台取得するため、指名競争入札を令和8年5月22日に執行し、同月29日に仮契約を締結しました。

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

2 仮契約の概要

件名	加須市消防団第13分団消防ポンプ自動車
契約金額 (税込)	2,585万円
受注者	埼玉消防機械株式会社 中央支店
納入期限	令和9年3月19日

3 取得物品

消防ポンプ自動車 1台

4 今後の予定

令和8年									令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	●仮契約										
		●議決(本契約)									
											●納品